

学術集会の一般発表（口頭発表・ポスター発表）申し込みにおける「演題区分」について

（解 説）

本学会が冠している「養護教諭教育」には、「養護教諭の資質や力量の形成及び向上に寄与する活動」という意味があります（本学会則第2条にて規定）。また、養護教諭教育は「養護実践」・「養成教育」・「現職教育」の三本柱で構成されます。学会では、養護教諭教育の理念の周知と学術的な質向上を目指すために、設立20周年を契機に一般発表の演題区分を提示してきました。

このたび、よりわかりやすい区分とするために従来の演題区分の整理・見直しを行いました。

第27回学術集会では、以下の区分（改訂版）により演題登録・発表を行いますので、一般発表（口頭発表およびポスター発表）のエントリーに際しましては、下記の解説をご覧になり、発表内容に適する区分名を第二希望まで選択してくださいませようお願い致します。

演題の区分名		各区分についての解説
1	原論、歴史	原論：「養護」の概念や養護学、養護教育学、養護実践学などの専門領域に関する考え方、養護教諭教育の理念に関する研究など。養護教諭の職務や役割、機能、倫理等に関する研究を含む。 歴史：養護教諭にかかわる史的考察全般。養成制度・現職教育・養護実践の研究でも、史的な分析・考察が主であれば、この区分になる。
2	制度	養護教諭の養成に関する制度、現職研修に関する制度など、養護教諭にかかわる事項の法的背景について分析・考察した研究。
3	養成教育	養護教諭教育を構成する3本柱の一つ。養護教諭養成におけるカリキュラムの工夫や授業実践、学生の評価、養護実習など、養護教諭の養成における教育内容や教育方法、教育評価などに関する研究。 ただし、養成の歴史に関しては1、養成の制度に関しては2となる。
4	現職教育	養護教諭教育を構成する3本柱の一つ。現職養護教諭の研修の方法や内容に関する研究。主として、資質能力向上のための現職者に対する研修内容・研修方法であるが、研修制度の改革を提案するための分析である場合は、2の区分となる。現職教育につながる実態把握や養護教諭の職能成長を含む。
5	養護実践	養護教諭教育を構成する3本柱の一つ。児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行うために、養護教諭が目的を持って意図的に行う教育活動に関する研究。よって、実践の教育的価値について論じられていることが望ましい。実践内容はAからEの5項目に細分される。
	5-A 保健管理に関する養護実践	養護教諭が目的を持って意図的に行った保健管理（児童生徒等の心身、生活、学校環境）に関する実践研究。
	5-B 健康相談に関する養護実践	養護教諭が目的を持って意図的に行った健康相談に関する実践研究。 学校保健安全法に基づく健康相談は保健管理に位置付けられているが、養護教諭の職務の特質や保健室の機能を生かした心と体の両面への対応という養護教諭の独自性を生かした実践はこの区分になる。
	5-C 健康教育に関する養護実践	養護教諭が目的を持って意図的に行った健康教育（保健教育、安全教育、食育等）に関する実践研究。
	5-D 保健室経営に関する養護実践	養護教諭がその専門性と保健室の機能を生かし、目的を持って意図的に行った保健室経営に関する実践研究。
5-E 保健組織活動に関する養護実践	養護教諭が目的を持って意図的に行った保健組織活動に関する実践研究。 養護教諭の実践はいずれも関係者との連携や協働を伴うが、特に教職員や専門家・専門機関との組織的な連携に焦点を当てた実践はこの区分になる。	
6	その他	1～5に該当しないもの。 保健管理、健康教育、組織活動等を扱っていても、養護実践に含まれないものはこの区分になる。

※用語の定義等（特に5-Aから5-E）は「養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第三版〉」（2019.3発行）参照のこと